

【参考資料】

2016年7月27日

霞が関国家公務員労働組合共闘会議（霞国公）

## 中央府省に働く国家公務員の 第24回残業実態アンケートの結果について

霞が関国家公務員労働組合共闘会議／霞国公議長：小池 浩之

（問い合わせ先）

直通電話：03-3507-5588（担当：小池）

メール：tk-kokko@par.odn.ne.jp

霞国公は、霞が関に所在する立法、司法、行政で働く中央府省の仲間が加入する労働組合が、ナショナルセンターの違いを超え、一致する要求での解決を目指す緩やかな共闘組織です。

役員は、議長、副議長、事務局長の他、各組合からの幹事で構成しています。

参加組織は、全農林東京、国会職連、会検労、国交労本省、全経済本省、全経済特許、全厚生本省、全労働本省、全環境、全司法最高裁、全司法高裁、全司法地裁、全司法家裁、全通信本省、人事院職組、公取職組、全行管職組の17組合（順不同）となっています。

<b>I. 中央府省の残業実態について</b>	
1. 月平均残業時間は 36.7 時間	1
2. 月平均残業時間別の状況	2
3. 休日出勤の有無	3
4. 残業になる要因	4
5. 残業になる要因として国会対応が依然として上位	5
6. 残業手当等の支給実態	6
7. 霞が関の残業時間は、8,587 人分に匹敵	6
<b>II. 中央府省の残業対策</b>	
1. 定時退庁日の退庁状況	7
2. 管理職の指導の有無	7
3. 残業改善施策の効果	8
<b>III. 組合員等の健康について</b>	
1. 年次休暇の取得日数	9
2. 健康状態	10
3. 過労死の危険性	11
4. 業務におけるストレス	12
5. 長時間残業者の実態	13
6. 「ゆう活」実施の影響について	15
<b>IV. まとめ</b>	16

(参考)

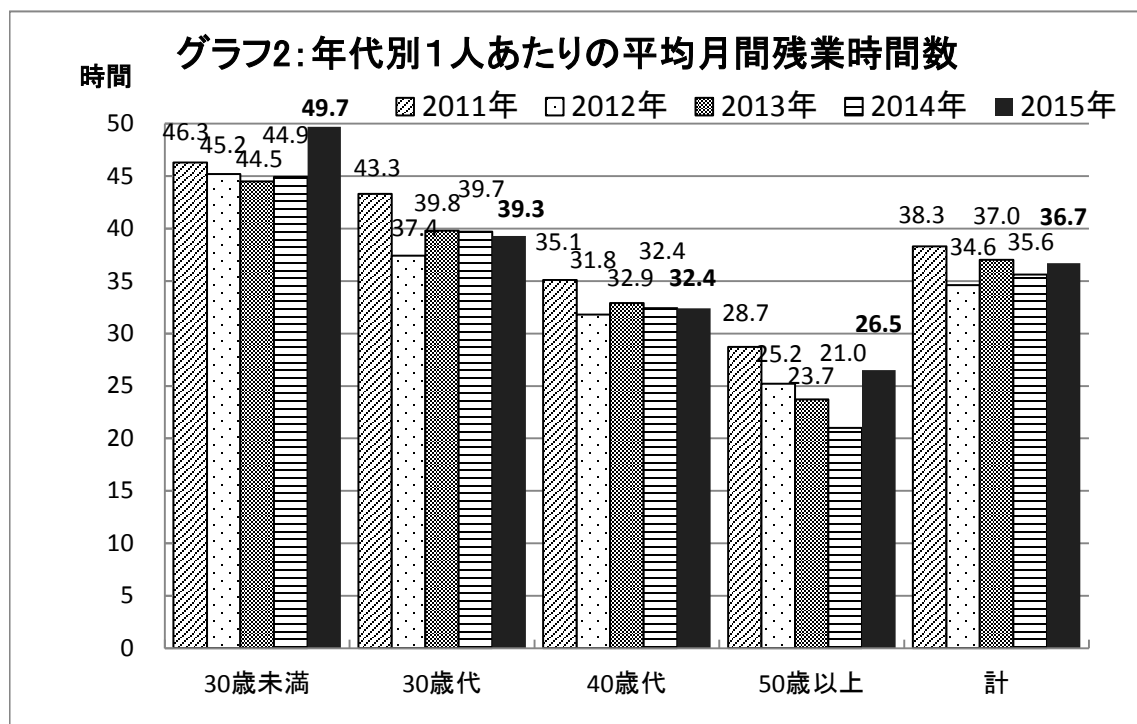
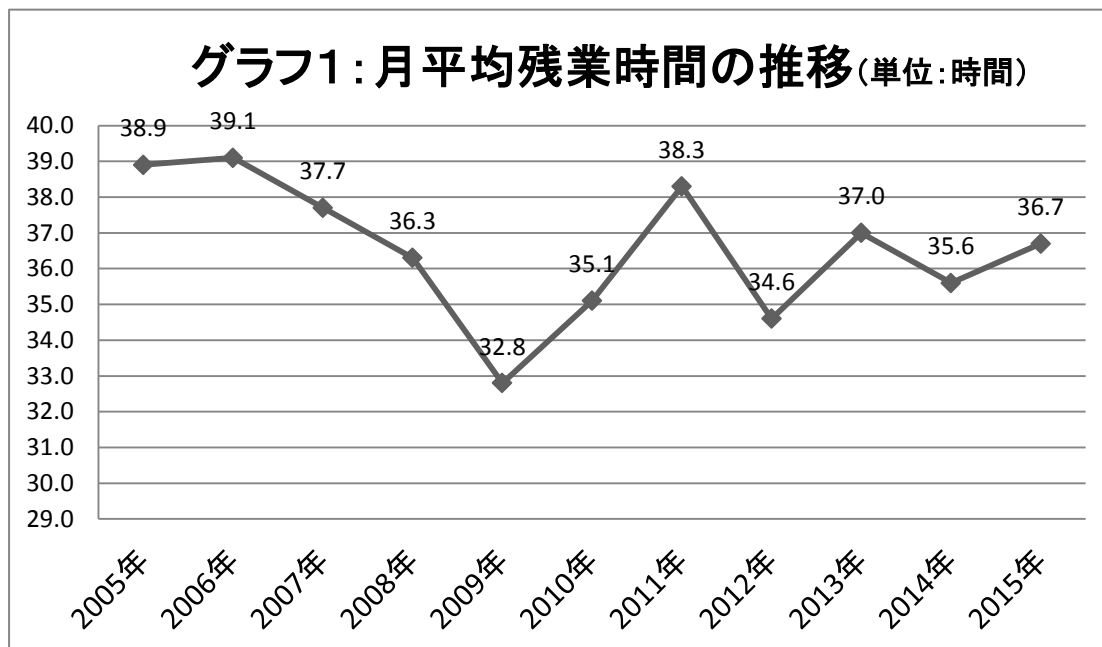
第 24 回残業実態アンケート調査表

# I. 中央府省の残業実態について

## 1. 月平均残業時間は 36.7 時間（前年 35.6 時間）

アンケート結果では、昨年一年間（2015年1月～12月）の月平均の残業時間は36.7時間となっており、前年の35.6時間と比較して1.1時間上昇しました。

年代別では、30歳未満と50歳以上で昨年より、約5時間増となっています。

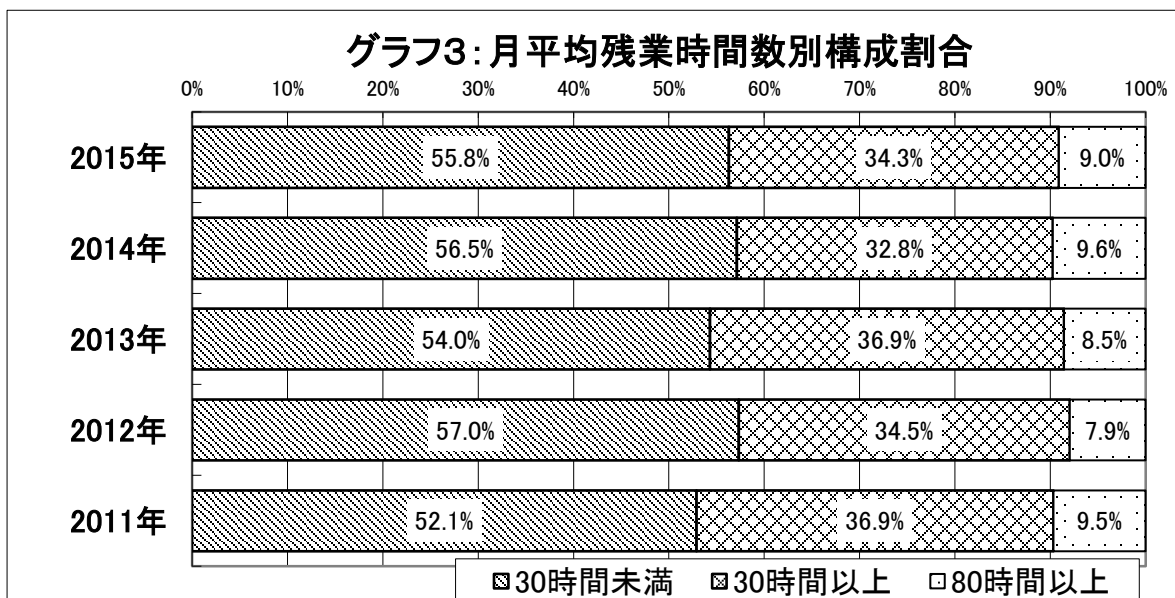


## 2. 月平均残業時間別の状況（月平均 80 時間以上が 9.0%）

月平均の残業時間別の状況では、過労死の危険ライン（厚生労働省）とされる「80 時間以上」が 9.0%（前年 9.6%）、とりわけ過労死の危険が高い「100 時間以上」が 4.9%（前年 3.9%）となっています。

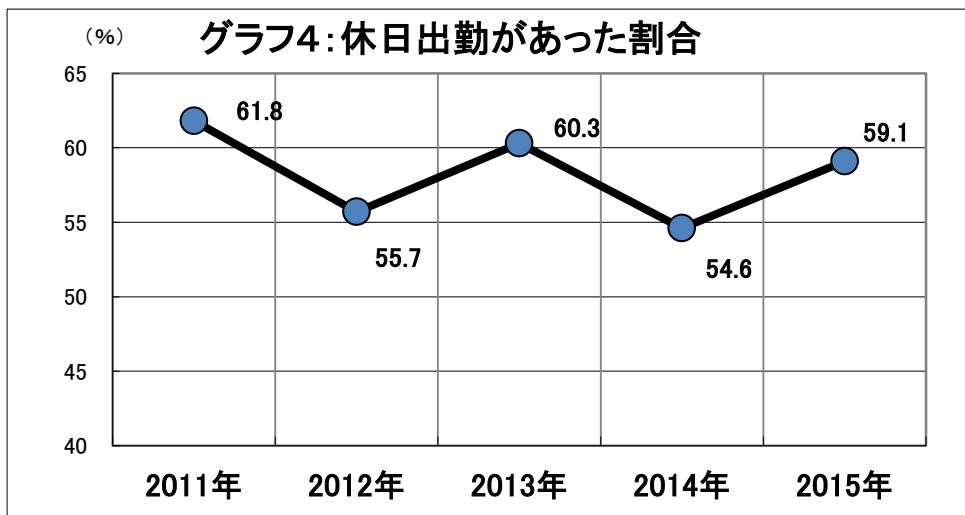
国家公務員の労働時間は、法律で週 38 時間 45 分と定められていますが、法定外労働時間を労使間で協定する権利が奪われているため、無制限に時間外労働を強いられる結果となっています。

人事院（労働基本権の代償機能を有する第三者機関）も、この残業実態を改善するために、時間外労働の上限の目安として年間 360 時間（月平均 30 時間）を目標に指針を定めています。この上限の目安時間を超えて残業している組合員等は 43.3%（前年 42.4%）となっています。

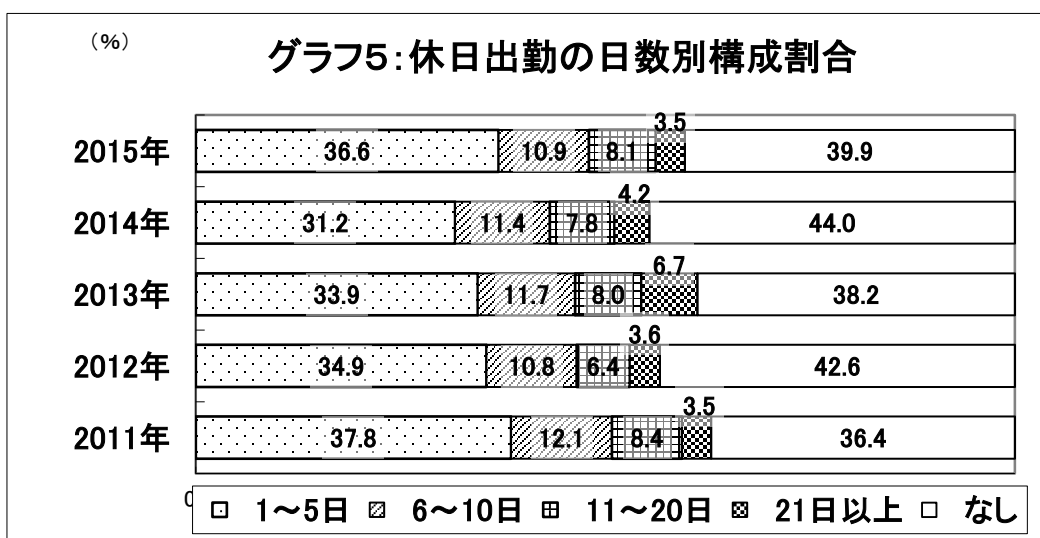


### 3. 休日出勤の有無

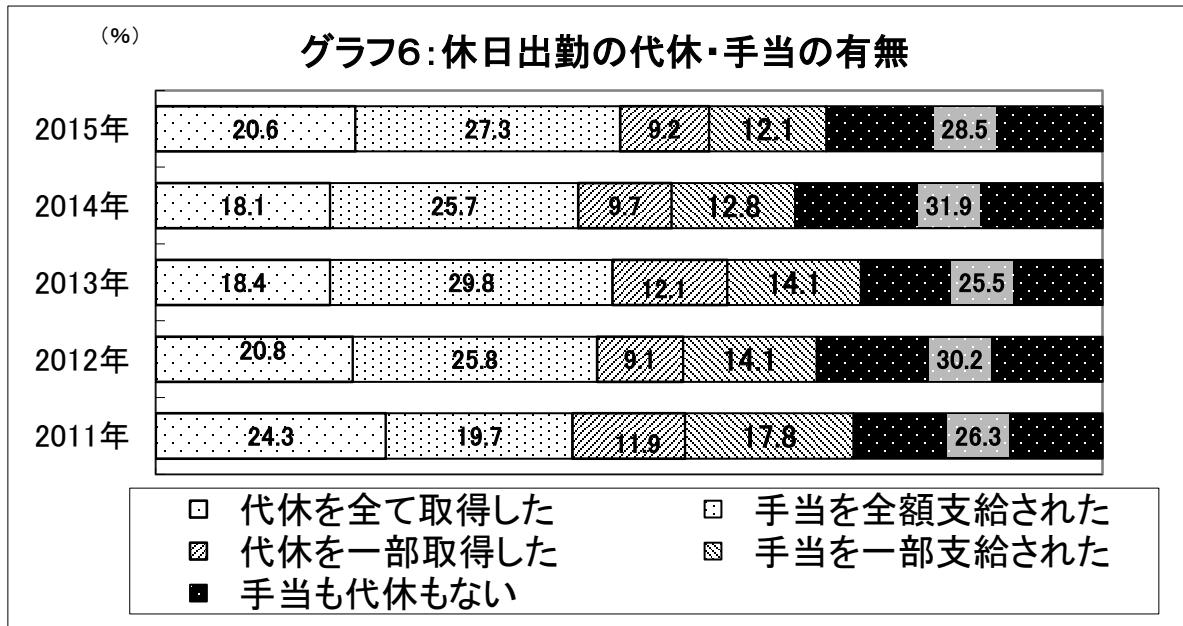
(1) 休日出勤の有無をみると「休日出勤あり」は59.1%（前年54.6%）と前年より増加しました。毎年6割前後が休日出勤を余儀なくされています。



(2) 休日出勤の日数についてみますと、年間11日以上で11.6%（前年12.0%）、さらに21日以上では3.5%（前年4.2%）も存在しています。



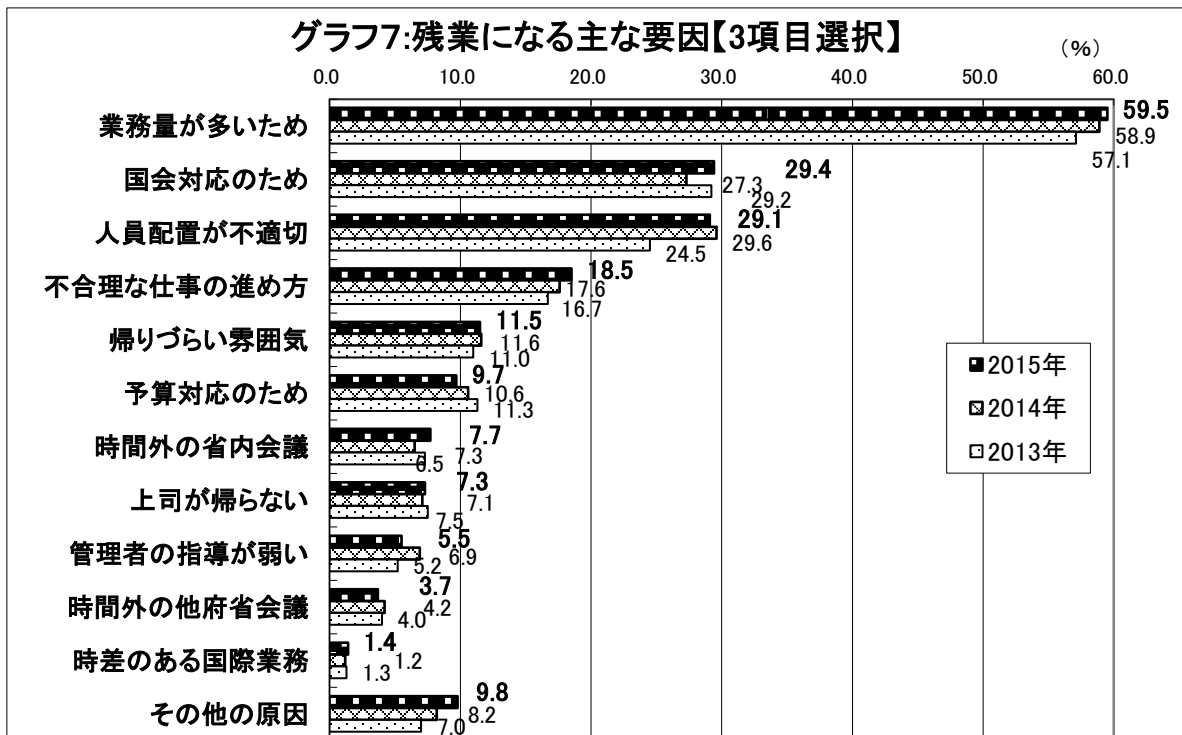
(3) 休日出勤に対して、代休または手当で100%補填されている割合は47.9%(昨年43.8%)、ただ働きとなる「手当も代休もない」とする割合は28.5%(前年31.9%)となっています。



#### 4. 残業になる要因（定員不足が最大の理由）

残業の要因としては、「業務量が多いため」が59.5%(前年58.9%)と依然として最も高く、次いで「国会対応のため」29.4%(前年27.3%)、「人員配置が不適切なため」29.1%(前年29.6%)、「不合理な仕事の進め方のため」18.5%(前年17.6%)が続いています。

業務量に見合う職員が十分に配置されていないことが、霞が関の長時間労働の最も大きな要因であることは明らかです。

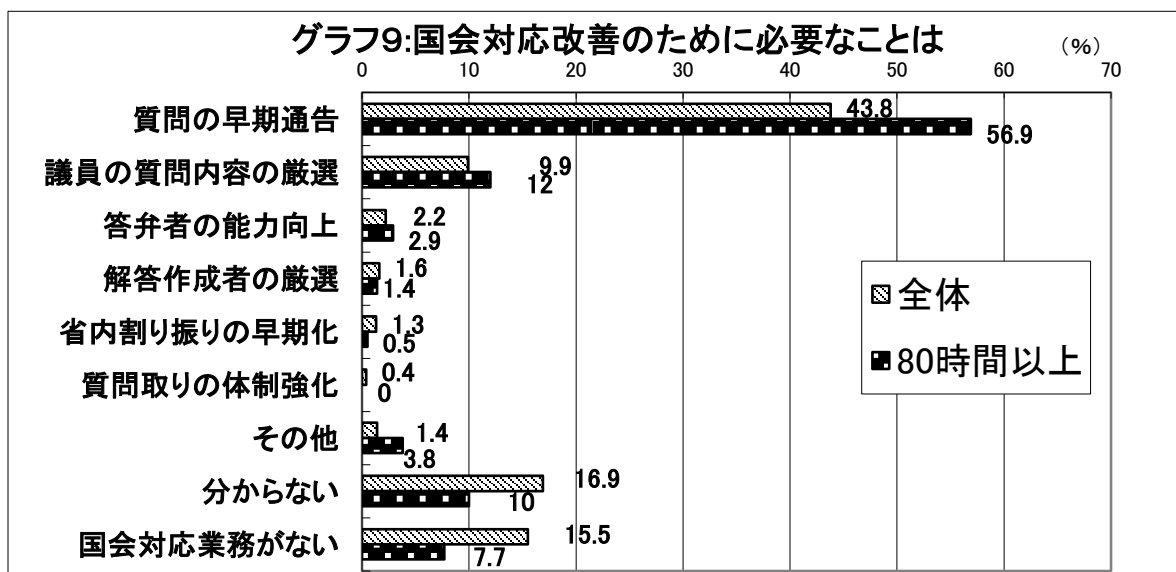
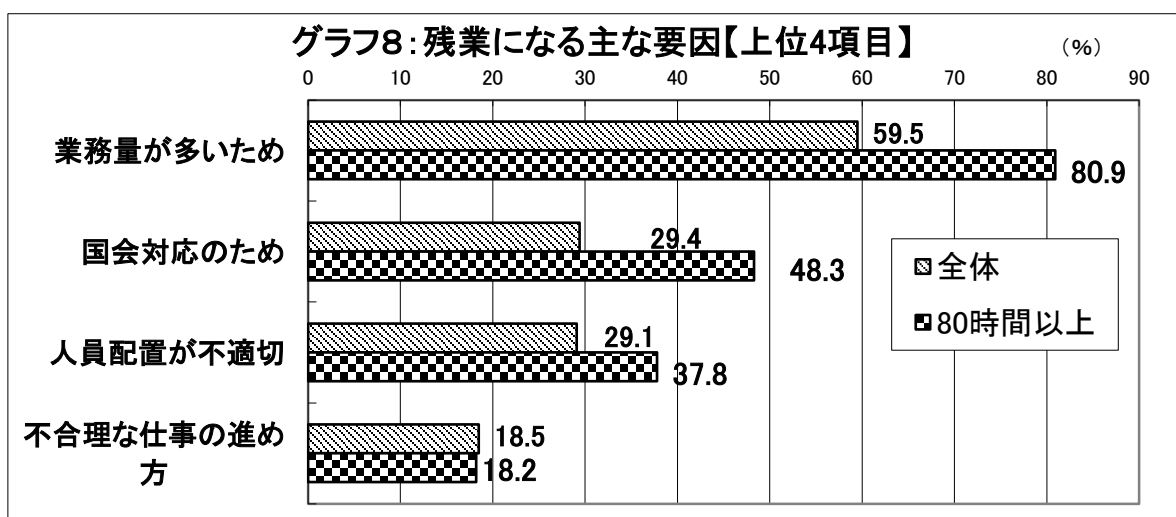


## 5. 残業になる要因として国会対応が依然として上位

「国会対応業務」は、残業の主な要因の2番目（前年3位）に多い回答（29.4%）となりました。月平均残業時間が80時間以上の職員では、約半数の48.3%で国会対応が残業要因と答えています。霞が関の深夜に及ぶ長時間残業の大きな要因が、この国会対応であるといえます。

前日の質問通告が常態化している国会対応業務については、アンケート結果でも一番回答の多かった「質問の早期通告」（43.8%）によって改善することを求めています。

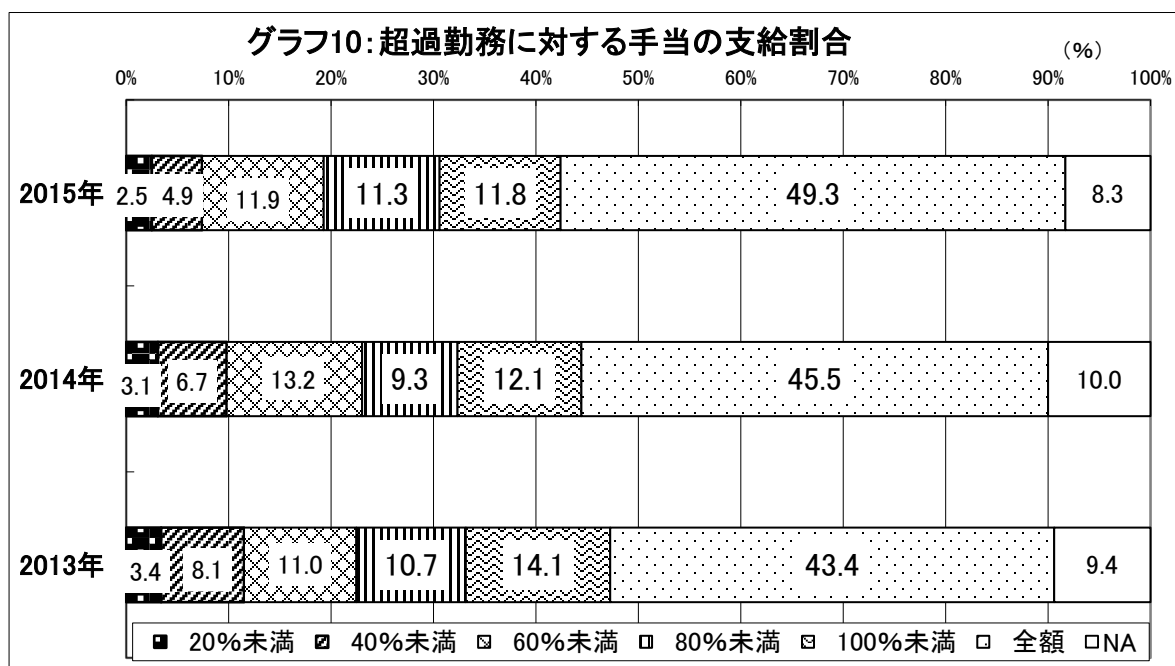
「前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する」とした「質問通告ルールの特則」（与野党国対委員長会議の申し合わせ事項）を再度徹底させ、改善させていくことが急務と言えます。



## 6. 残業手当等の支給実態

(1) このような過酷な超過勤務に対して、手当の支給実態をみますと「全額支給されている」との回答は49.3%（前年45.5%）となっており、依然として不払い残業があるのが実態です。

これを支給割合別にみますと「20%未満」が2.5%、「40%未満」が4.9%、「60%未満」が11.9%となっており、「6割未満しか支払われていない」者は全体で19.3%（前年23.0%）となっています。



(2) 残業や休日出勤に対する手当の全額支給は当然のことであり、国家公務員給与法第25条では、「この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」とあります。このような違法状態は直ちに改められなければなりません。

## 7. 霞が関の残業時間は、8,587人分に匹敵（定員25%増が必要）

- ・ 月平均残業時間（36.7時間）×34,000人×12月＝14,873,600時間
- ・ 14,873,600時間÷1人あたり年間標準労働時間（1743.75時間）≒8,587人（必要定員数）

試算の前提条件

- ① 霞が関の国家公務員数（管理職を除く一般職）：34,000人
- ② 1人あたり年間標準労働時間：1773.75時間
- ※ 積算根拠：1日7時間45分労働で年間225日出勤

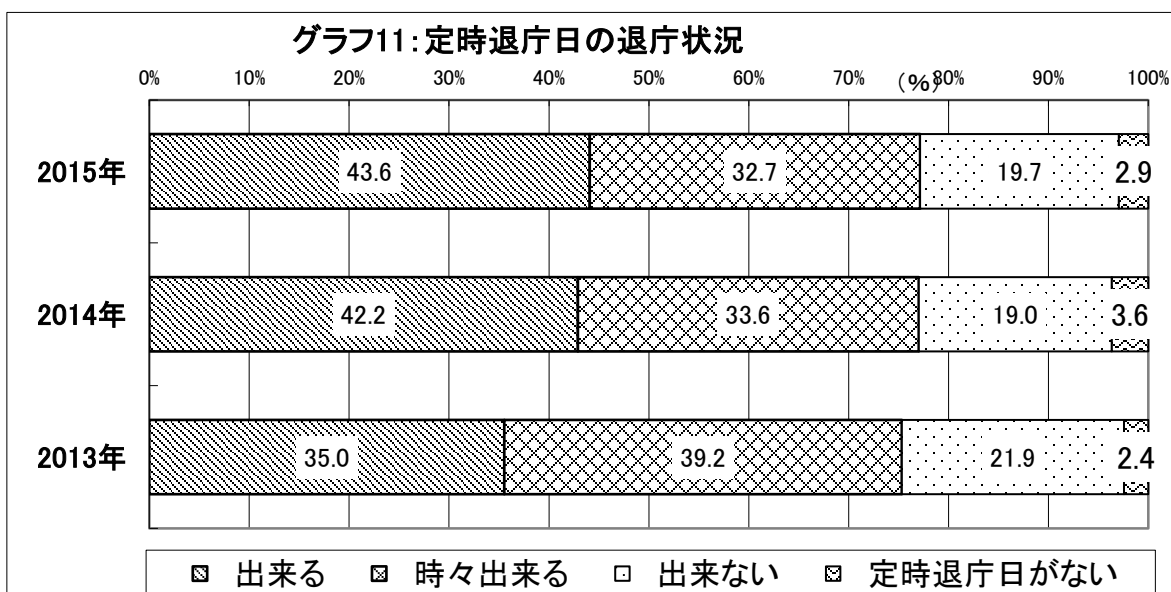


## Ⅱ. 中央府省の残業対策

これらの残業に対して中央府省の各当局は、毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日の設定等を実施したり、省庁毎に週一定時退庁日を設けたりしています。本アンケートでは、各府省での超過勤務改善の取り組み状況や定時退庁の状況についても聞いています。

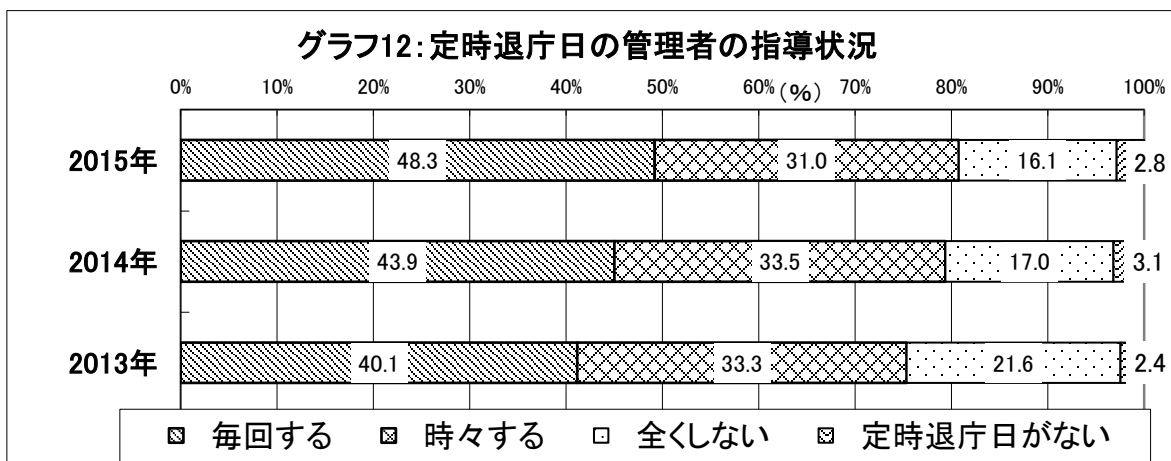
### 1. 定時退庁日の退庁状況

政府が定めた定時退庁日に「定時退庁出来ない」とする者が 19.7%（前年 19.0%）と前年と比べて 0.7 ポイント上昇しています。「時々出来る」の 32.7%を含めると 52.4%（前年 52.6%）と、昨年より 0.2 ポイント減少しているものの、全体では依然として半数以上が毎週の定時退庁が出来ない状況にあります。



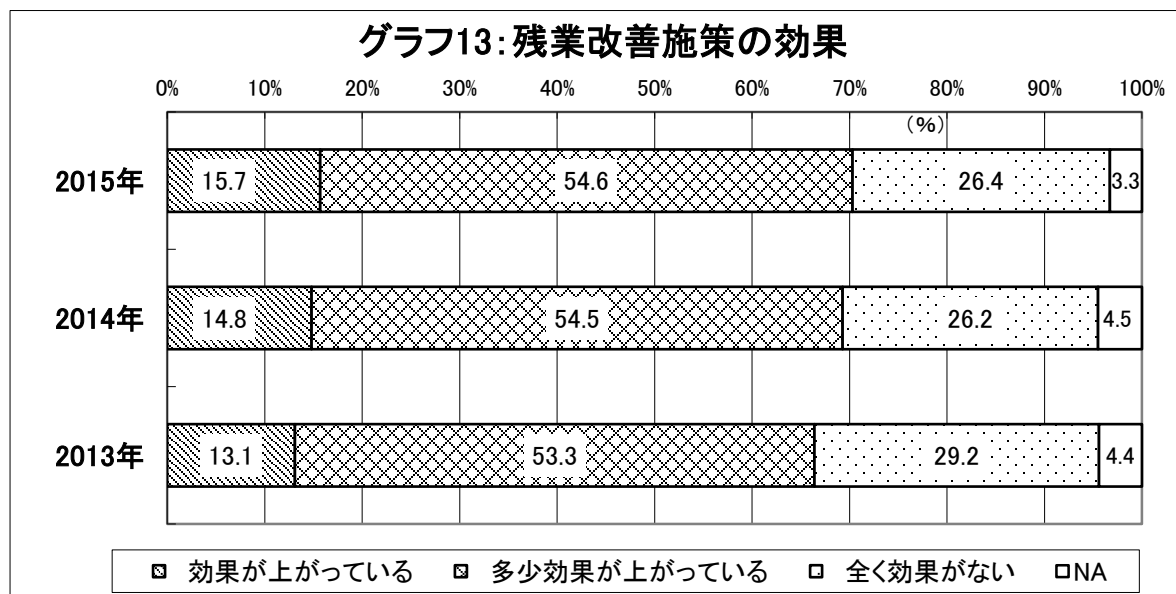
### 2. 管理職の指導の有無

定時退庁日に対する管理職の指導の有無をみますと、「全くしない」が 16.1%（前年 17.0%）であり、「時々する」の 31.0%を含めると 47.1%（前年 50.5%）と、改善傾向にはあるものの、半数近い管理職が十分な指導をしていない実態が続いています。



### 3. 残業改善施策の効果

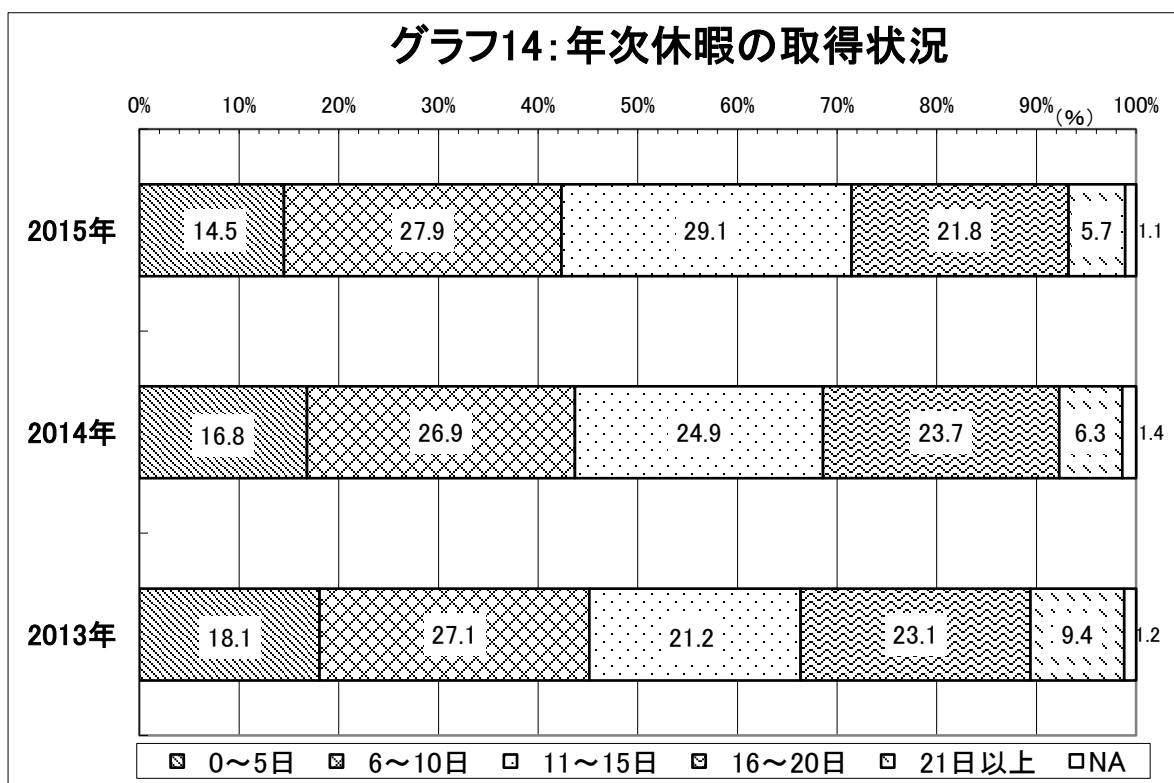
残業改善対策に対する評価をみますと、「効果が上がっている」が15.7%（前年14.8%）、「多少効果が上がっている」が54.6%（前年54.5%）と一定評価されている一方で、「全く効果がない」が26.4%（前年26.2%）となっています。



### Ⅲ. 組合員等の健康について

#### 1. 年次休暇の取得日数

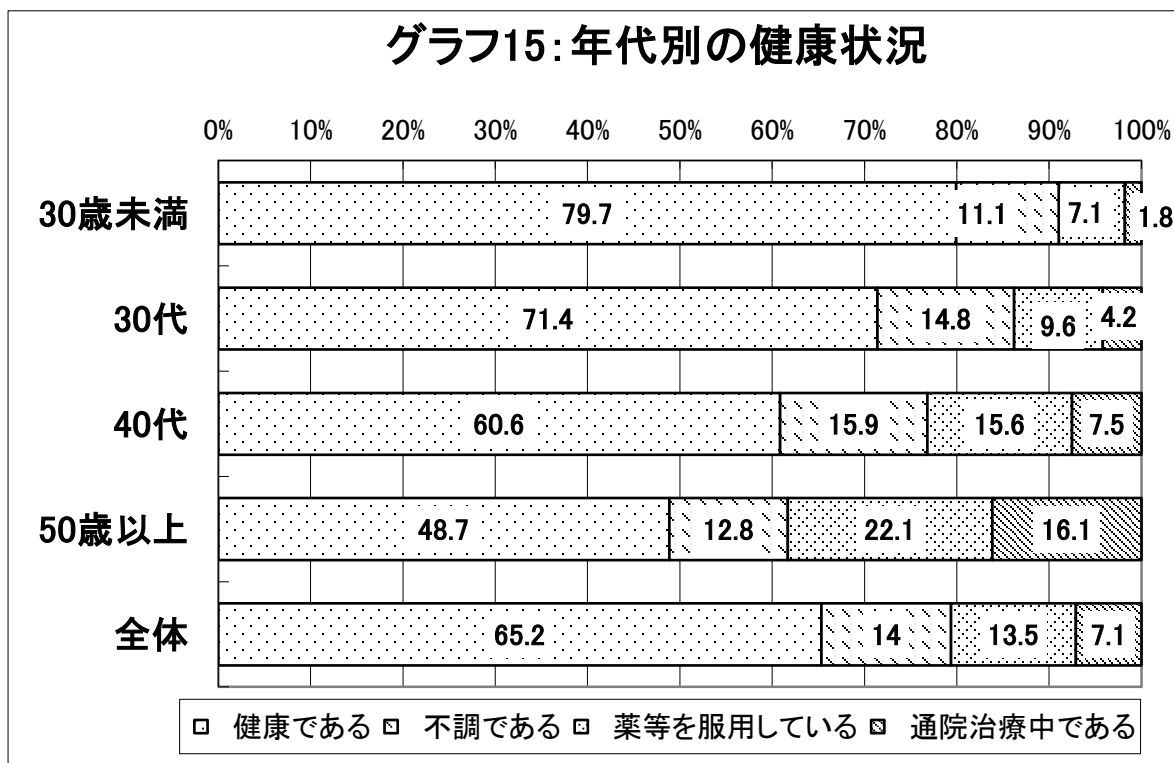
年次休暇（20日間/年間）の取得日数についてみますと、年間の平均取得日数は11.9日（前年11.8日）で年次休暇取得率は59.5%となっております。これを取得日数別にみると年次休暇取得日数「10日以下」が42.4%を占めています。また、「5日以下」が14.5%となっており、休暇を取りづらい実態が浮き彫りとなり、家庭生活や健康上からも見過ごせない問題です。安心して休暇が取れる職場環境づくりや年次休暇の計画的取得を促す全府省的な取り組みが必要です。



## 2. 健康状態

次に、現在の健康状態についてみますと、「不調である」「薬等服用している」「通院加療中である」という不健康な状態に置かれている人が34.6%（前年35.4%）となっています。

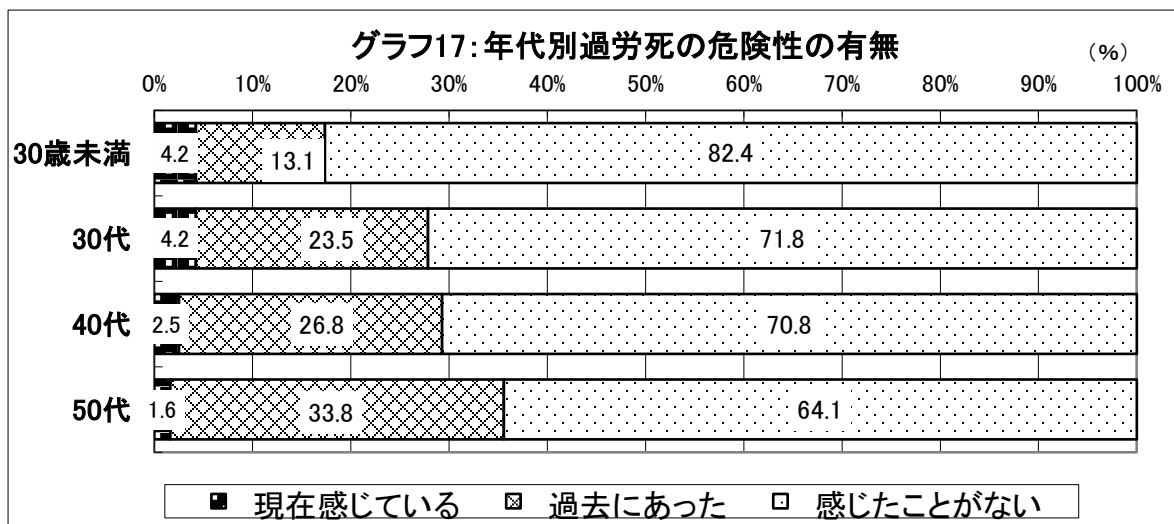
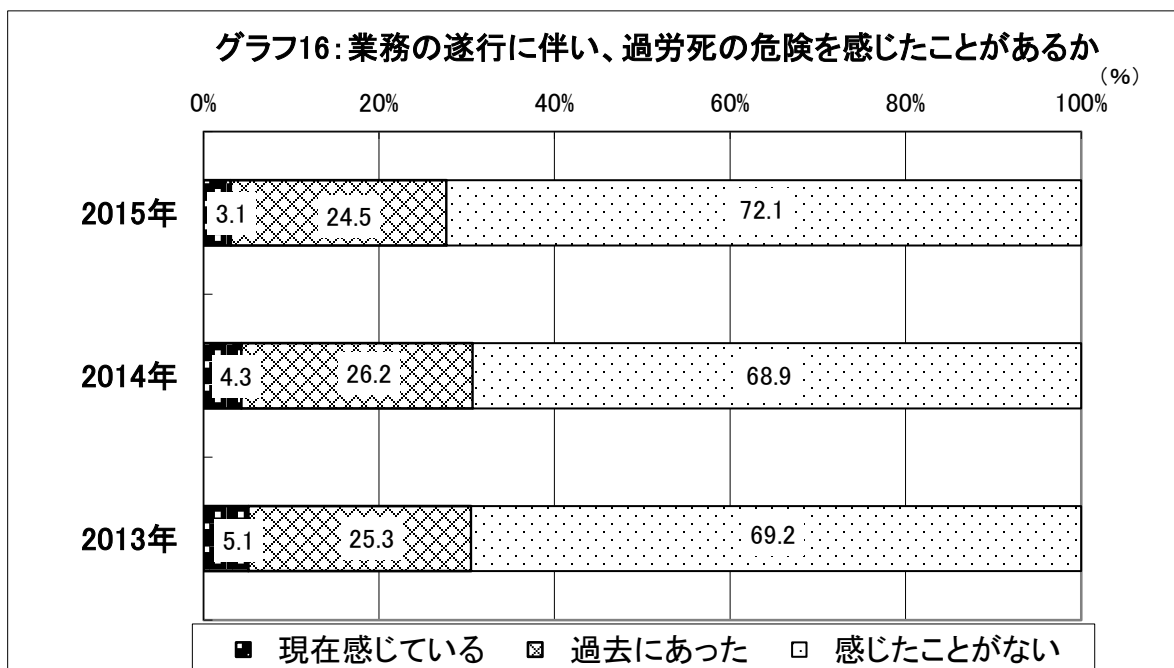
これを年齢別にみますと、30歳未満では20.0%、30歳代では28.6%、40歳代では39.0%、50歳以上では51.0%と年代が高くなるにつれ不健康状態の割合が増えている傾向です。



### 3. 過労死の危険性

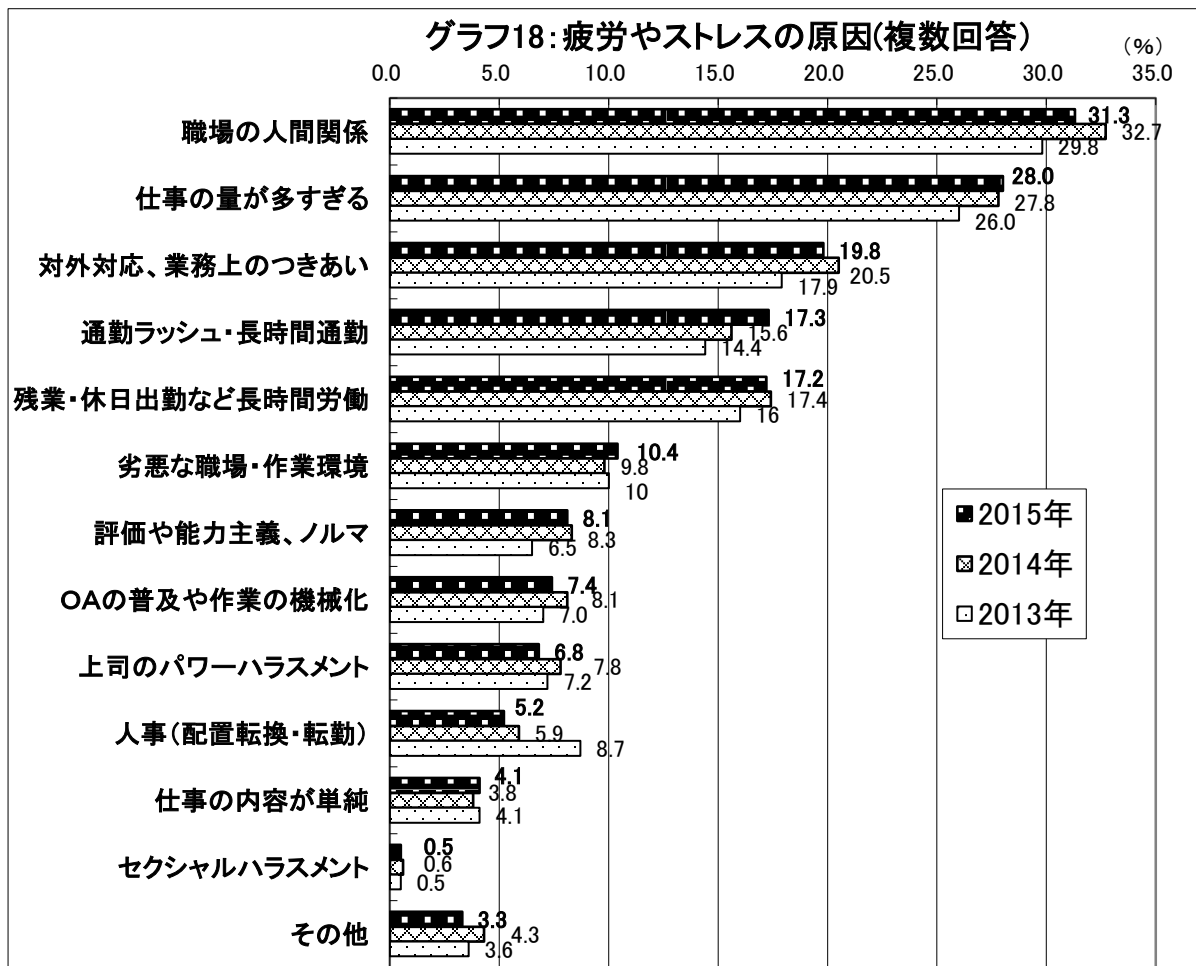
過労死の危険を「現在感じている」3.1%（前年 4.3%）、「過去に感じた」24.5%（前年 26.2%）を合わせた割合が 27.6%（前年 30.5%）に達しています。

「現在感じている」「過去に感じた」を合わせた割合を年齢別にみますと、30歳未満では 17.3%、30歳代では 27.7%、40歳代では 29.3%、50歳以上では 35.4%となっています。

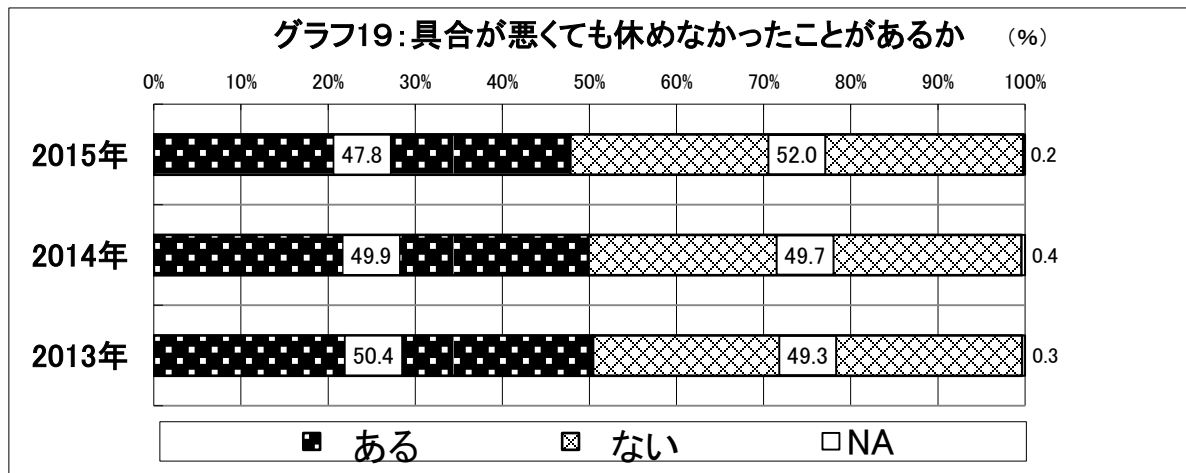


#### 4. 業務におけるストレス＝最大は、職場の人間関係＝

(1) 疲労や精神的ストレスを感じていると回答した人は全体で58.1%となり、その主な原因として、職場の人間関係(31.3%)、仕事の量が多すぎる(28.0%)、業務上のつきあい(19.8%)、通勤ラッシュ・長時間通勤(17.3%)、残業・休日出勤など長時間労働(17.2%)が上げられています。



(2) 「からだの具合が悪くて休みたかったが、休めなかった」と回答した人は全体で47.8%(昨年49.9%)とほぼ半数の人が回答しています。



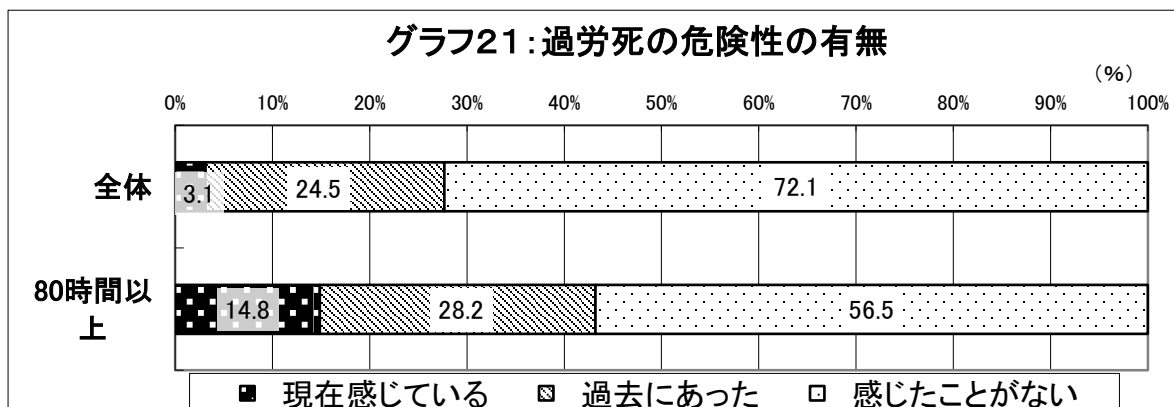
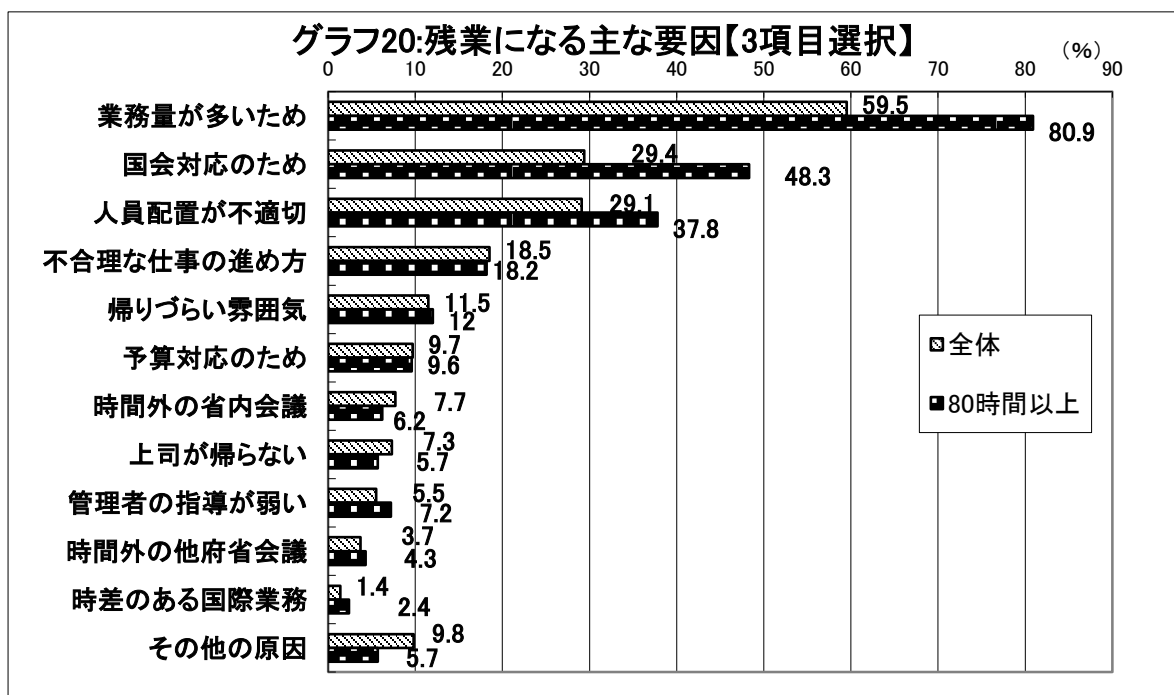
## 5. 長時間残業者（月平均 80 時間以上）の実態

「月平均 80 時間以上の残業者」は 9.0%（前年 9.6%）となりました。従って、霞が関の職員・組合員のうち 3,060 人（34,000 人の 9.0%相当）が、過労死ラインで働いていることになります。

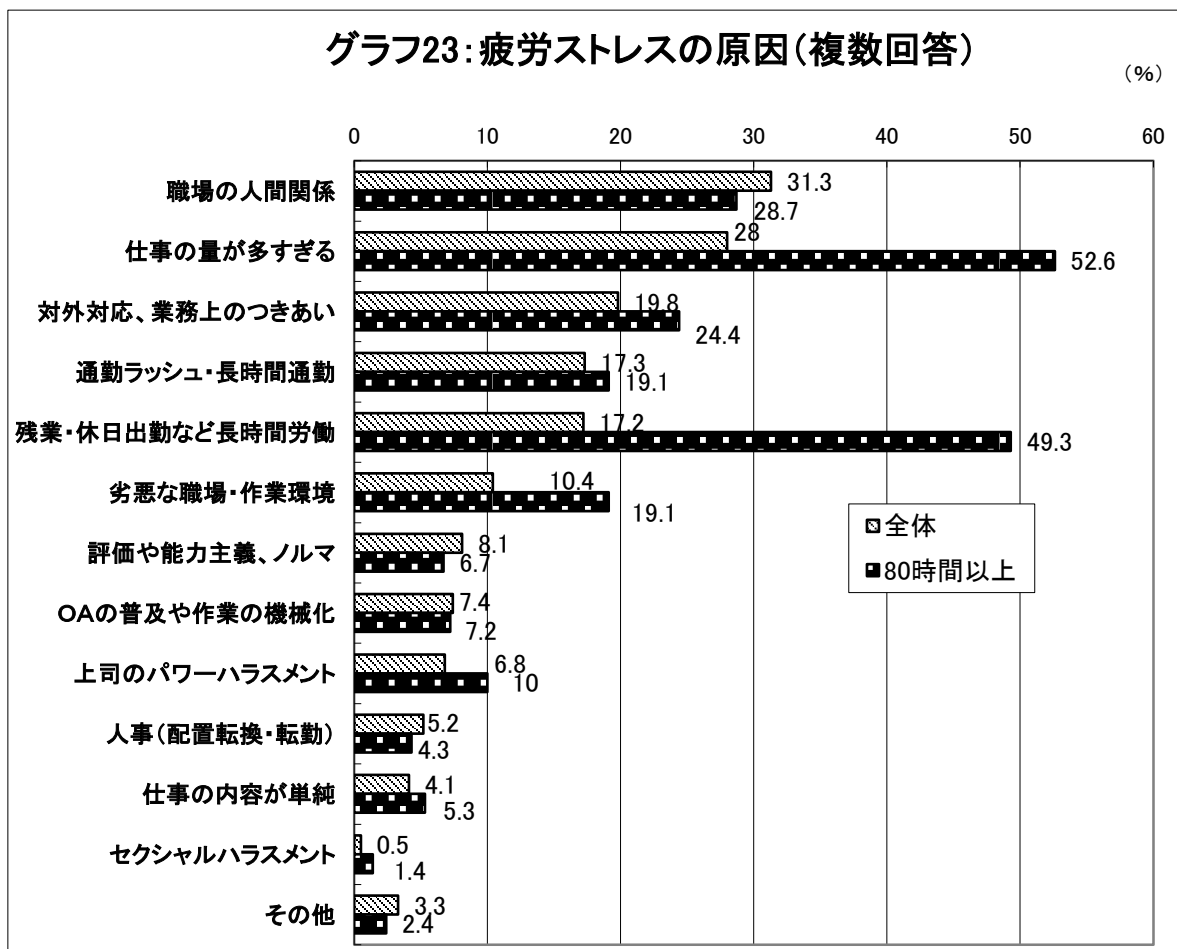
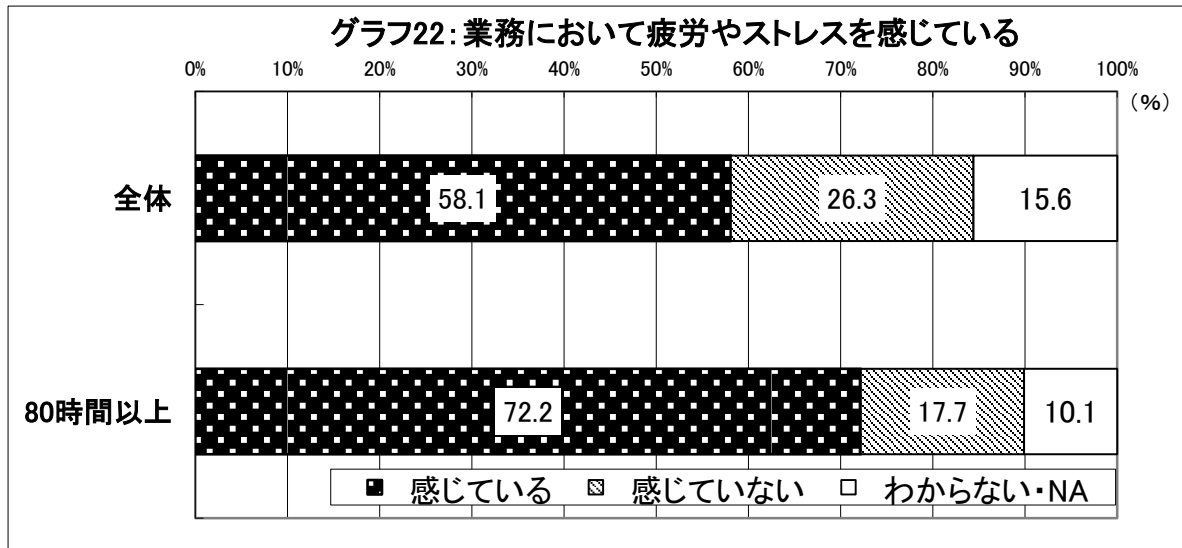
これら 3,060 人の残業となる原因は、「業務量が多い」が 80.9%（全体 59.5%）、「国会対応のため」が 48.3%（全体 29.4%）、続いて「人員配置が不適切なため」が 37.8%（全体 29.1%）となっており、いずれも全体平均を大きく上回っています。

また、「現在過労死の危険を感じている」と全体で 3.1%が答えています。霞が関には 1,054 人（34,000 人の 3.1%相当）もの職員が、過労死の危険を感じながら長時間過密労働にさらされています。

「過労死」や「過労自殺」を 1 人も出さないための政府・当局の緊急で抜本的な解決策が求められています。



さらに、「業務において疲労やストレスを感じている」は72.2%（全体58.1%）と多く、その原因は、「仕事の量が多い」が52.6%（全体28.0%）、「残業休日出勤などの長時間労働」が49.3%（全体17.2%）となっており、長時間過密労働がストレスの主因であることがうかがえます。





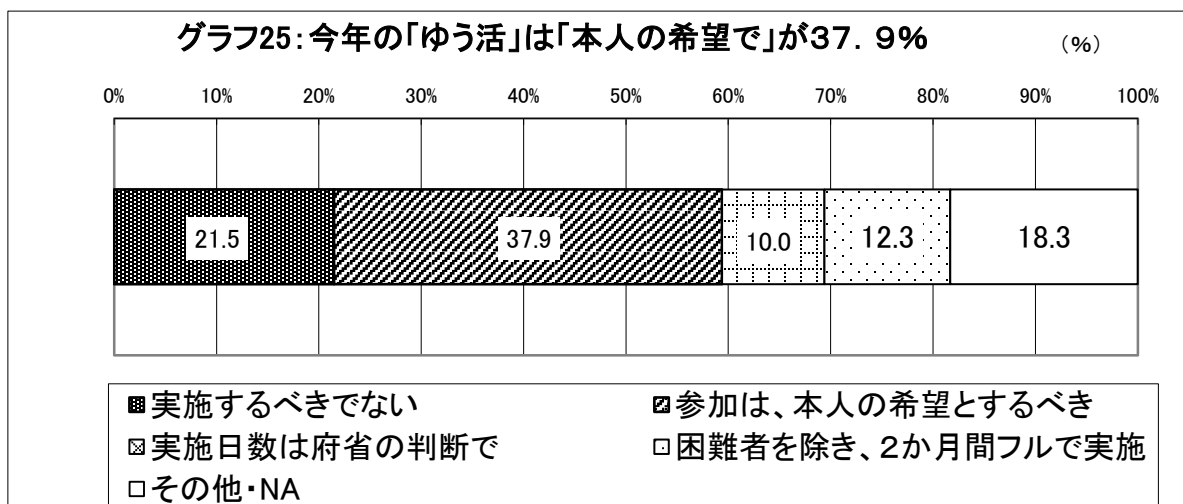
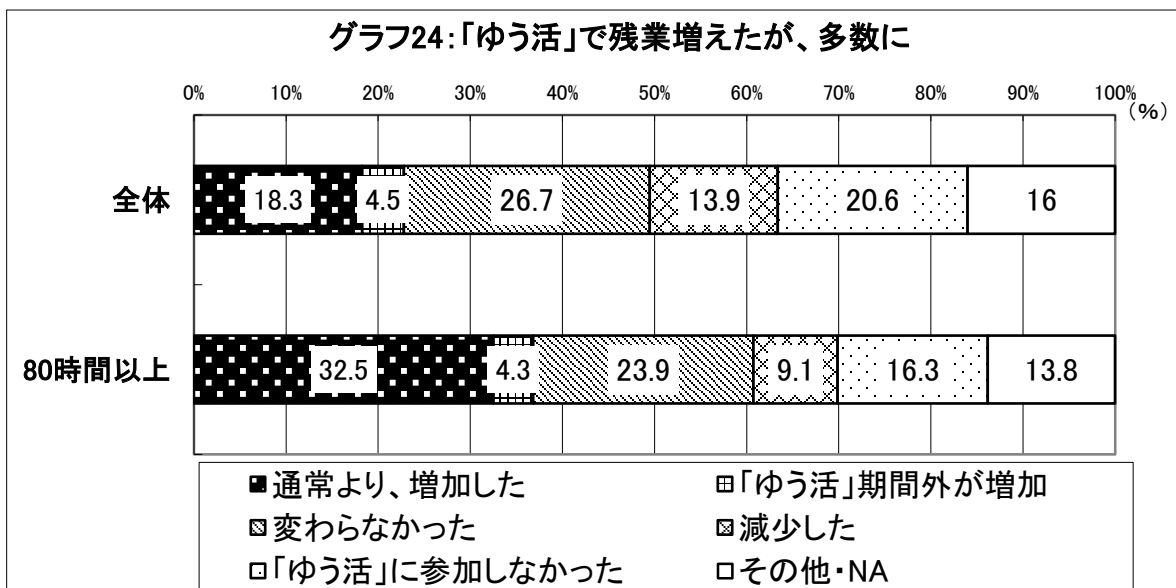
## 6. 「ゆう活」実施の影響について

今年も全府省で「ゆう活」が取り組まれています。昨年の「ゆう活」は、どうだったのでしょうか。

「ゆう活」で超過勤務が「減少した」と答えた職員は、13.9%にとどまり、「増加した」が18.3%で4.4ポイントも多い結果となり、昨年の「ゆう活」は超過勤務縮減にはつながらなかったといえます。特に、80時間以上残業者では「増加した」が32.5%に上りました。

昨年は「ゆう活」期間中まで通常国会が延長され、国会対応により退庁は通常時間、出勤時間だけ早まった職員が多数いたと思われます。

また、今年の「ゆう活」の実施については、「実施するべきでない」が21.5%、「参加は、本人の希望で」が37.9%となっており、昨年同様の実施には、否定的な回答が多い結果となりました。



#### IV. まとめ

以上の結果から、

① 霞が関に働く国家公務員は月平均 36.7 時間の残業をし、②59.1%の人が休日勤務をしており、③9.0%が過労死ラインで働いていて、④過労死の危険を感じた者が 27.6%、⑤「体調不良」「薬等の服用」「通院加療中」 34.6%、⑥「からだの具合が悪く休みたかったが、休めなかった」人が約半数の 47.8%に達していることなどから、霞が関の中央府省の過酷な勤務実態が組合員等の尊い生命を奪いかねないという危機的状況にあることを示しています。

人事院の調査によれば、国家公務員の死亡原因のうち「がん(40.1%)」、「自殺(16.4%)」、「心疾患(14.2%)」、「不慮の事故(5.5%)」、「脳血管疾患(4.0%)」、となっており、「自殺」は「がん」に次いで第2位となっています(平成26年度死亡者数等調査)。また、国家公務員の1か月以上の長期病休者で最も多いのは、「心の病」が全長期病休者の64.6%を占めています(平成23年度長期病休者実態調査)。近年、霞が関中央府省での「心の病」の増加などは、これらの危機が現実のものであることを示しています。

霞国公は組合員等の命と健康を何よりも大切にする労働組合として、職場での過酷な勤務実態を直ちに改善するよう強く求め、政府当局に要求を提出し運動を展開しています。

# 第24回残業実態アンケート調査票

2016年3月 霞国公・東京国公

霞国公・東京国公は、1985年以降23回にわたる残業実態アンケート調査を行い、この結果を基に政府や人事院に対し、実効ある超過勤務等縮減対策の実施を要求し粘り強く運動するとともに、霞が関の国家公務員の実態を広く国民に知って貰うため、アンケート結果の記者発表も行ってきました。

昨年の第23回アンケート結果についても、新聞等に、「霞が関の残業、労組が調査」として、取り上げられました。

このアンケートは、中央省庁で働く私たちの実情を把握し、残業改善要求の基礎資料にするために取り組むものです。

皆さんの残業実態と率直なご意見をご記入下さい。

## F1 職名

①課長補佐 ②専門職(専門官等) ③係長・主任 ④係員 ⑤非常勤職員 ⑥その他

## F2 性別

①男性 ②女性

## F3 年齢

①30歳未満 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代

回答欄	
F1	
F2	
F3	

## Q1 あなたは、2015年1月～12月の1年間で、月平均何時間程度の超過勤務を行いましたか。(休日出勤・昼休み時間や持ち帰り等を含む)

①0時間 ②1時間以上 ③10時間以上 ④20時間以上 ⑤30時間以上  
⑥40時間以上 ⑦50時間以上 ⑧60時間以上 ⑨70時間以上 ⑩80時間以上  
⑪100時間以上 ⑫150時間以上 ⑬200時間以上

Q1	
----	--

## Q2 あなたは、2015年1月～12月の1年間で、過労死ラインといわれる「月100時間を超える」超過勤務を何ヶ月行いましたか。

①0ヶ月 ②1～2ヶ月 ③3～4ヶ月 ④5～6ヶ月  
⑤7～8ヶ月 ⑥9～10ヶ月 ⑦11～12ヶ月

Q2	
----	--

## Q3 あなたは、2015年1月～12月の1年間で、過労死ラインといわれる「連続して2ヶ月ないし6ヶ月間の月平均の超過勤務が80時間を超える」場合がありますか。

事例①1月71時間、2月90時間、計161時間の場合は、連続2ヶ月間で月平均80時間を超える事例  
事例②1月90時間、2月75時間、3月96時間、4月60時間、計321時間の場合は、連続4ヶ月間で月平均80時間を超える事例

①あった ②なかった

Q3	
----	--

## Q4 あなたは、これまで業務の遂行に伴い、過労死の危険を感じたことがありますか。

①過去にあった ②現在感じている ③感じたことがない

Q4	
----	--

## Q5 あなたの現在の健康状態はいかがですか。

①健康である ②不調である ③薬等を服用している ④通院治療中である

Q5	
----	--

## Q6 あなたは、「体調が悪くて仕事を休みたかったが、休めなかった」ことがありますか。

①ある ②ない

Q6	
----	--

## Q7-1 あなたは、仕事や職場で、疲労や精神的ストレスを感じていますか。

①感じている ②感じていない ③わからない

Q7-1	
------	--

## Q7-2 Q7-1で「①感じている」と回答した方にお聞きします。

それは、どのようなことが要因になっているとお考えですか。

次の中から、該当する番号を全て選び、回答欄に○を付けてください。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ①職場の人間関係           | ②仕事の量が多すぎる          |
| ③超過勤務・休日出勤など長い労働時間 | ④評価や能力主義、ノルマの達成が厳しい |
| ⑤上司のパワーハラスメント      | ⑥セクシャルハラスメント        |
| ⑦対外的な対応            | ⑧仕事の内容が単純           |
| ⑨OA機器の普及や作業の機械化    | ⑩劣悪な職場・作業環境         |
| ⑪配置転換・転勤・単身赴任      | ⑫通勤ラッシュ・長時間通勤       |
| ⑬その他( )            |                     |

Q7-2	
①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	

**Q8 あなたが、定時に退庁出来ない主な原因を、3つ選んでください。**

- ①業務量が多いため
- ②人員配置が不適切なため
- ③職場の不合理な仕事の進め方のため
- ④上司が帰らないため
- ⑤管理者の退庁指導が弱いため
- ⑥職場の帰りづらい雰囲気のため
- ⑦時間外にある省内の会議・協議のため
- ⑧時間外にある他省庁との会議・協議のため
- ⑨予算関係の対応のため
- ⑩国会関係の対応のため
- ⑪時差のある国際関係業務のため
- ⑫その他の原因( )

Q8	

**Q9 あなたが、国会対応を改善するために、最も必要と考えることはどれですか。**

- ①質問の早期通告
- ②議員の質問内容の厳選
- ③質問取りの体制強化
- ④回答部署の割り振りの早期化
- ⑤回答作成者の厳選
- ⑥答弁者の能力向上
- ⑦国会対応業務がない
- ⑧わからない
- ⑨その他( )

Q9	
----	--

**Q10 あなたの省庁で取り組んでいる、超過勤務改善施策について、どう思いますか。**

- ①効果が上がっている
- ②多少効果が上がっている
- ③全く効果がない

Q10	
-----	--

**Q11 あなたの課室の管理者は、定時退庁日に定時退庁の働きかけをしていますか。**

- ①毎回する
- ②時々する
- ③全く働きかけない
- ④定時退庁日がない

Q11	
-----	--

**Q12 あなたは、定時退庁日に定時退庁できますか。**

- ①出来る
- ②時々出来る
- ③出来ない
- ④定時退庁日がない

Q12	
-----	--

**Q13 あなたは、2015年1月～12月の1年間で、年次休暇を何日くらい、取得できましたか。(夏季休暇は除く)**

- ①0日
- ②1～5日
- ③6～10日
- ④11～15日
- ⑤16～20日
- ⑥21～25日
- ⑦26～30日
- ⑧31日以上

Q13	
-----	--

**Q14-1 あなたは、2015年1月～12月の1年間で、何日くらい休日出勤しましたか。**

- ①1～5日
- ②6～10日
- ③11～20日
- ④21～30日
- ⑤31日～40日
- ⑥41～50日
- ⑦51日以上
- ⑧なし

Q14-1	
-------	--

**Q14-2 休日出勤をした方にお聞きします。休日出勤に対して、代休か手当がありましたか。**

- ①全ての代休を取得した
- ②代休を一部取得した
- ③全額手当支給
- ④一部手当支給
- ⑤代休も手当もない

Q14-2	
-------	--

**Q15 2015年1月～12月の1年間で、超過勤務手当の不払い(申告どおりの超過勤務手当が支給されないこと)は、ありましたか。**

- ①ある
- ②ない

Q15	
-----	--

**Q16 超過勤務手当は、実際の超過勤務時間のおよそ何%くらい支払われていますか。**

- ①未支給
- ②20%未満
- ③40%未満
- ④60%未満
- ⑤80%未満
- ⑥100%未満
- ⑦全額

Q16	
-----	--

**Q17 昨年夏に実施された「ゆう活」(早朝出勤)の取組で、実際に超過勤務は減少しましたか。**

- ①減少した
- ②減少したが、その分「ゆう活」期間外が増加した
- ③変わらなかった
- ④かえって、増加した
- ⑤「ゆう活」に参加しなかった
- ⑥「ゆう活」の提起がなく、未実施
- ⑦その他( )

Q17	
-----	--

**Q18 今年も「ゆう活」を実施する方針のようですが、実施についてどう思いますか。**

- ①有効と思えるので実施困難者を除き、ある程度強制的に2か月間実施するべき
- ②実施日数(期間)は府省の判断に任せるが、府省全体である程度強制的に実施するべき
- ③参加の有無は、本人の希望に沿った形で実施するべき
- ④実施するべきでない
- ⑤その他(具体的に: )

Q18	
-----	--

**超過勤務問題で、不安・不満に思っていることなど、ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。**

(意見記入欄)

ご協力ありがとうございました